

6月からの保育について

長期間にわたり保護者の皆様には登園自粛等にご協力をいただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染者数が連日減少し緊急事態宣言の解除について報道されています。宣言解除となった場合は、6月1日より『園児受入の変更』を解除する予定です。しかし感染症自体は終息に至っておらず、しばらくは共存を強いられる状況です。本園としても1ヶ月ほど状況を見ながら通常に戻していきたいと考えております。

6月1日からも適切な職員配置と川口市へ利用状況の報告を行いますので6月分の保育利用について下記書類の提出をお願いします。

記

1 緊急事態宣言が解除となった場合

(1) 6月1日～6月30日(土)は通常に近い形で受入を行います。

※利用される方は、様式-①『保育利用確認書①』を5月28日(木)迄にご提出ください。

(2) お仕事がお休みの日は、自宅保育に協力をお願いします。

(産休育休中の方についても可能な範囲で協力をお願いします)

2 緊急事態宣言が延長となった場合

(1) 6月1日～6月30日(土)は『園児受入の変更』を延長します。

原則として自宅保育をお願いします。

※やむを得ない事情により保育を利用される方は、様式-②『園児受入の変更における保育利用申請書②』を5月28日(木)迄にご提出ください。

※5月28日迄に緊急事態宣言が解除となった場合は、提出は不要です。

(2) 利用対象者は、同居家族全員が休暇や在宅等の調整がつかず、以下の1～4迄のいずれかに該当する世帯。又は5に該当する世帯については特例で保育をします。

① 病院・薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する直接的な業務に従事。

② 高齢者施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々への保護の継続に関する直接的な業務に従事。

③ インフラ(電気、設備、ガス等)運営や飲食料品、生活必需品など、市民の安定的な生活を確保に関する直接的な業務に従事。

④ 警察、消防、行政サービス、鉄道、運送、保育など、社会の安定の維持に関する直接的な業務に従事。

⑤ その他、ひとり親世帯で、自宅保育が特に困難な場合(労働以外で認定事由を含む)

(3) 上記以外の方は1週間に3日までは保育利用が可能です。

(4) 状況に応じて、勤務先や就労内容を確認する場合がございます。

3 保育料、給食費について

- ・ 6月1日～6月30日の期間中で自宅保育にご協力いただいた保護者様へ、保育料と給食費を返金（日割り計算）いたします。

※川口市で負担が出来ない場合は『はとがや保育園で全額負担します』

4 保護者様へのお願い

- ・ 6月からの『保育利用上の注意点』を現在とりまとめています。

※5月28日（木）の18：00頃にHPでお知らせしますので
必ずご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします